

信州やまなみ国スポ上田市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ上田市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ上田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、上田市文化スポーツ観光部国民スポーツ大会準備室に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
- (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 実行委員会の予算、決算及び監査に関すること。
- (5) その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる上田市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に会計年度任用職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員は、実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 事務局主任は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局次長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、上田市職員服務規程（平成18年3月6日訓令第12号）の例による。

第3章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員及び役員（以下「委員等」という。）の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長の専決事項は、別表第2のとおりとする。なお、工事その他の予算執行に係る事項については、上田市事務処理規則（平成18年3月6日規則第11号）を準用し、副市長及び部長の区分は事務局長、課長の区分は事務局次長の専決事項とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、別表第3のとおり会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
- 3 事務局次長が不在のときは、事務局主任がその事務を代決する。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「上国ス委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書)

第11条 文書の取扱いについては、上田市文書規程（平成18年3月6日訓令第3号）の例による。

- 2 会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を上田市へ引き継ぐものとする。

第5章 公印

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。
- 3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、上田市公印規則（平成18年3月6日規則第12号）の例による。

第6章 財務

（旅費）

第13条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、上田市職員等の旅費に関する条例（平成18年3月6日条例第52号）の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（費用弁償）

第14条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年3月6日条例第44号）の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

（予算）

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

- 2 会則第17条の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第18条 現金の出納は、事務局長が指定する金融機関を通じて行うものとする。

（その他財務に関する取扱い）

第19条 設立準備段階における財務事務は、上田市財務規則（平成18年3月6日規則第45号）等に準じた処理を行うものとする。

2 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、上田市財務規則の例による。

第7章 補則

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年6月20日から施行する。

附則

1 この規程は、令和7年8月6日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会上田市準備委員会事務局規程に基づき処理された事務等は、信州やまなみ国スポ上田市実行委員会事務局規程に基づき処理された事務等とみなす。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	文化スポーツ観光部長
事務局次長	文化スポーツ観光部 国民スポーツ大会準備室長 文化スポーツ観光部付課長
事務局主任	文化スポーツ観光部 国民スポーツ大会準備室 国民スポーツ大会準備担当係長
事務局職員	文化スポーツ観光部 国民スポーツ大会準備室 国民スポーツ大会準備室職員

別表第2（第8条関係）

事項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
1 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する事	重要なもの	軽易なもの
2 会計年度任用職員等の任免に関する事		○
3 会計年度任用職員等の服務に関する事		○
4 職員の事務の分担に関する事		○
5 旅行命令に関する事	委員等、事務局次長	事務局主任、事務局職員、 会計年度任用職員等
6 予算の流用に関する事	科目の流用	費目の流用
7 収入調定、支出命令に関する事		○
8 刊行物の発行に関する事	特に重要な刊行物に関する事	刊行物に関する事
9 その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する事	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関する事

別表第3（第9条関係）

順位	代決者
1	上田市副市長
2	上田市教育委員会教育長

別表第4（第12条関係）

名称	寸法（ミリメートル）	用途
信州やまなみ国スポ 上田市実行委員会会長之印	方24	会長名をもってする文書